

平成 18 年 12 月 28 日

条例第 7 号

第 4 章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可等

（一般廃棄物処理業の許可等）

第 23 条 法第 7 条第 1 項又は第 6 項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより管理者に申請書を提出しなければならない。法第 7 条第 2 項又は第 7 項の規定により、許可の更新を受けようとする者についても、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、一般廃棄物処理業の許可等に関し必要な事項は規則で定める。

（変更の許可等）

第 24 条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）のうち、法第 7 条の 2 第 1 項の規定により変更の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を提出しなければならない。

2 前条の許可を受けた者が、法第 7 条の 2 第 3 項の規定により廃止又は変更の届け出を行おうとするときは、規則で定めるところにより届出書を提出しなければならない。

（許可証の交付）

第 25 条 管理者は、第 23 条に規定する一般廃棄物処理業の許可又はその更新の申請及び前条第 1 項に規定する変更の申請を受け、当該申請の許可若しくは更新及び変更の許可を行うときは、許可証を交付するものとする。

2 前項の許可は、規則で定める許可基準を満たす者に限りこれを許可する。

3 第 1 項の許可証の有効期限は、2 年以内とする。

4 第 1 項に規定する許可書を紛失し、又はき損したときは、直ちにその理由を管理者に申し出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可証の譲渡等の禁止）

第 26 条 許可業者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（許可の取消し等）

第 27 条 管理者は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 法、条例又は規則で定める事項に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 住民に著しく迷惑をかけたとき。
- (4) 管理者の指示に従わなかったとき。

(浄化槽清掃業の許可等)

第 28 条 浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより管理者に申請書を提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、浄化槽清掃業の許可等に関し、必要な事項は、規則で定める。

(浄化槽清掃業の変更の許可等)

第 29 条 浄化槽法第 37 条又は第 38 条の規定により、廃止又は変更の届出を行おうとするときは、規則で定めるところにより届出書を提出しなければならない。

(準用)

第 30 条 第 25 条及び第 26 条の規定は、第 28 条の申請により許可を受けた者の許可証の交付及び譲渡等の禁止について準用する。この場合において、第 25 条中「一般廃棄物処理業」とあるのは「浄化槽清掃業」と、第 26 条中「許可業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と読み替えるものとする。

(許可申請等手数料)

第 31 条 第 23 条の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者及び第 28 条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者並びに第 24 条の規定により事業の範囲の変更許可を受けようとする者又はこれらの許可に係る許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、別表第 1 に定める手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定による既納の手数料は、還付しない。

別表第 1 (第 31 条関係)

一般廃棄物処理業許可申請手数料	1 件につき 5,000 円
一般廃棄物処理業変更許可申請手数料	1 件につき 5,000 円
一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料	1 件につき 1,000 円
浄化槽清掃業許可申請手数料	1 件につき 5,000 円
浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	1 件につき 1,000 円